

美里町小規模工事等契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、美里町が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕(以下「小規模工事等」という。)について、町の入札参加資格申請が困難な町内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(契約の対象)

第2条 小規模工事等の契約対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約の金額が30万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 登録できる小規模事業者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの
- (2) 美里町競争契約入札心得(平成16年美里町告示第17号)第2条に規定する競争入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格の有資格者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) 公共発注の相手方として不相当と認められる者

(登録申請書類)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税の納税証明書(申請日以前1月以内のもの)
- (2) 登記事項証明書(登録を希望する者が法人の場合)
- (3) 身分証明書(登録を希望する者が個人の場合)
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を証明する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(登録名簿)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、これを審査し、適格と認めるときは、小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するとともに、一般にも公表するものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は、当該登録期間が満了する年の2月1日から同月28日まで(以下「定期申請期間」という。)になされた場合は、当該年の4月1日から起算して2年を経過した日(以下「登録満了日」という。)までとする。

- 2 定期申請期間以後の申請に係る登録期間は、原則として申請があった日の属する月の翌月の初日から登録満了日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、前条の申請がなされた日以後速やかに登録することができる。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録した事項に変更があったときは、小規模工事等契約希望者登録変更届(様式第2号)を、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、小規模工事等契約希望者廃止・辞退届(様式第3号)を遅滞なく町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (2) 倒産し、又は破産した場合
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合
- (4) 前条の廃止・辞退届を提出した場合

(契約者の選定)

第9条 町は、小規模工事等に関する契約に係る業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、第3条第2号に規定する有資格者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

美里町長

様

美里町が発注する小規模工事等について、契約希望者登録をしたいので、美里町小規模工事等希望者登録要領第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

所在地又は住所	〒 熊本県下益城郡美里町		
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ		実印	使用印
代表者職・氏名			
電話番号		FAX 番号	

※使用印は、見積書、契約書又は請求書等に使用する印です。実印でなくてもかまいませんが、ゴム等の変形しやすい材質のもの及び量販されて同様の印影があるようなものは避けてください。

希望業種(3 業種以内)

登録希望業種 (工事の種類から選択してください。)	具体的な工事の内容	許可・免許等を有する場合、その種類名称等
1		
2		
3		

添付書類

- 1 町税の納税証明書(申請時点で 1 月以内のもの)
- 2 登記事項証明書(登録を希望する者が法人の場合)
- 3 身分証明書(登録を希望する者が個人の場合)
- 4 希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を証明する書類の写し

様式第 2 号(第 7 条関係)

小規模工事等契約希望者登録変更届

年 月 日

美里町長 様

届出者 住所

氏名

年 月 日付けをもって提出しました小規模工事等契約登録事項に変更がありましたので、美里町小規模工事等契約希望者登録要領第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後	備考

様式第 3 号(第 7 条関係)

小規模工事等契約希望者廃止・辞退届

年 月 日

美里町長 様

届出者 住所

氏名

年 月 日付けをもって提出しました小規模工事等契約希望者登録について、このたび、事業を廃止・登録を辞退したいので、美里町小規模工事等契約希望者登録要領第 7 条の規定により届け出ます。

1 所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者職・氏名

4 廃止・辞退年月

業種分類表

1	建築一式工事	建物修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
2	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
3	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
4	電気工事	照明設備工事、送配電線工事、構内電気設備工事等
5	管工事	冷暖房設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、ガス管配管工事、浄化槽工事等
6	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、タイル張り工事、れんが積み工事等
7	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
8	ガラス工事	ガラス加工取付け工事
9	塗装工事	塗装工事、ライニング工事、布張り仕上げ工事等
10	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、内装間仕切り工事、たたみ工事等
11	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事等
12	造園工事	植栽工事、景石工事、公園設備工事、広場工事等
13	建具工事	サッシ取付け工事、シャッター取付け工事、金属・木製建具取付け工事等
14	その他工事	上記にあてはまらない工事

※美里町指定給水装置工事事業者及び美里町生活排水設備工事指定業者が施工の指定を受ける工事・修繕は除く。